

令和 8 年度 八王子市手話講習会

= 募集要項 =

八王子市では令和 8 年度手話講習会を下記のとおり、実施いたします。
各クラスの目的、受講者の条件、講習内容等をよくお読みになり、ご応募ください。

1. 受講者の条件

- (1) 八王子市内に住所を有する方(市内在住) 八王子市内に日常生活の場を有する方(市内在勤・在学)
- (2) 令和 8 年度末現在 16 歳以上の方
※ 既に修了したクラスや、修了したクラスより下のクラスを受講する事はできません。
ただし、修了から 5 年以上経過している場合は、最終修了クラスの再受講は可能です。

2. 受講対象者・講習内容

クラス名	対象者	目的・講習内容
初級(昼・夜)	手話の学習が初めての方	聴覚障害者への理解と、そのコミュニケーション方法を学ぶ 手話でのあいさつ、日常使われる単語、指文字、都道府県名などの単語の習得
中級(昼・夜)	初級を修了、または同程度の技術をお持ちの方	手話ボランティアの養成(地元の聴覚障害者との関わり、自分に出来る事を考えるきっかけ作り) 日常使われる単語の習得、手話での簡単な会話など
手話通訳者養成入門(上級)(昼・夜)	中級を修了、または同程度の技術をお持ちの方	地域において手話通訳活動を担う事を目指す人を育成する 日常生活における手話通訳の練習、ろう運動についての学習、DVD を使った手話通訳者全国統一試験実技問題の練習など

※ 手話通訳者養成クラスについて

上記クラスの他に「手話通訳者養成」クラスがあります。

養成入門(上級)クラスを修了、または同程度の技術をもち、令和 8 年 2 月実施の選考試験に合格した方が対象です。

このクラスでは手話通訳者全国統一試験の合格を目指し、手話通訳者としての役割と必要な技術、心構えなどの学習をします。

令和 8 年度受講対象者の選考試験は終了しています。選考試験の日程や申込方法、講習会の日程などについては、毎年広報はちおうじ 1 月 15 日号に掲載します。

6. 選考方法・通知について

申込者数が定員を超えた場合は、抽選で選考します。

なお、養成入門（上級）クラスに二次元コードから申込をされた方にはメールで通知します。

結果につきましては、受講の可否に関わらず、通知いたします。

7. 留意事項

- (1) 受講申込は、希望するクラスを1つ指定してください。
- (2) 以下に該当する場合、申込を受理できませんのでご注意ください。
 - ・「1. 受講者の条件」に適合しないもの
 - ・申込期限後の申込。
 - ・その他、申込手続に不備があるもの

8. その他

中途失聴・難聴者のための手話講習会(入門・中級)の応募については広報はちおうじ 3月1日号に掲載します。

9. 申込・問い合わせ先

大横保健福祉センター

〒192-0062 大横町 11-35

TEL 042-625-6501 FAX 042-627-5927

東浅川保健福祉センター

〒193-0834 東浅川町 551-1

TEL 042-667-1331 FAX 042-667-7829

南大沢保健福祉センター

〒192-0364 南大沢 2-27 フレスコ南大沢 公共棟 1階

TEL 042-682-2020 FAX 042-679-2214

心身障害者福祉センター

〒193-0931 台町 2-7-22

TEL 042-624-5850 FAX 042-624-5954

八王子市役所福祉部 障害者福祉課

〒192-8501 元本郷町 3-24-1

TEL 042-620-7479 FAX 042-623-2444